

議案第 2 2 号

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり  
制定する。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
かすみがうら市職員の給与に関する条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第  
4 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

課長及び署長の職務
消防司令の職務
消防司令補の職務
消防士長の職務
消防副士長の職務
消防士の職務

」を

「

課長、署長及び企画監の職務
課長補佐及び副署長の職務
係長の職務
主任の職務
主幹の職務
主事及び主事補の職務

」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。